

◎新潟県告示第789号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年新潟県条例第42号）第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により、平成17年6月新潟県告示第1360号（新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により知事が定める額）の一部を次のとおり改正する。

令和3年6月18日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 年齢階層、最低限度額、最高限度額			1 年齢階層、最低限度額、最高限度額		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	<u>5,081円</u>	<u>13,384円</u>	20歳未満	<u>4,981円</u>	<u>13,342円</u>
20歳以上25歳未満	<u>5,589円</u>	<u>13,384円</u>	20歳以上25歳未満	<u>5,543円</u>	<u>13,342円</u>
25歳以上30歳未満	<u>6,164円</u>	<u>14,322円</u>	25歳以上30歳未満	<u>6,051円</u>	<u>14,157円</u>
30歳以上35歳未満	<u>6,577円</u>	<u>17,163円</u>	30歳以上35歳未満	<u>6,475円</u>	<u>17,104円</u>
35歳以上40歳未満	<u>6,854円</u>	<u>19,407円</u>	35歳以上40歳未満	<u>6,783円</u>	<u>19,320円</u>
40歳以上45歳未満	<u>7,070円</u>	<u>21,601円</u>	40歳以上45歳未満	<u>7,031円</u>	<u>21,235円</u>
45歳以上50歳未満	<u>7,208円</u>	<u>22,760円</u>	45歳以上50歳未満	<u>7,086円</u>	<u>23,266円</u>
50歳以上55歳未満	<u>7,090円</u>	<u>25,308円</u>	50歳以上55歳未満	<u>6,995円</u>	<u>25,503円</u>
55歳以上60歳未満	<u>6,583円</u>	<u>25,093円</u>	55歳以上60歳未満	<u>6,543円</u>	<u>25,515円</u>
60歳以上65歳未満	<u>5,420円</u>	<u>20,870円</u>	60歳以上65歳未満	<u>5,315円</u>	<u>20,511円</u>
65歳以上70歳未満	3,970円	<u>15,258円</u>	65歳以上70歳未満	3,970円	<u>14,980円</u>
70歳以上	3,970円	<u>13,384円</u>	70歳以上	3,970円	<u>13,342円</u>

附 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- 改正後の規定は、令和3年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。